

令和 6 年 2 月 13 日 開会

令和 6 年 2 月 16 日 閉会

# 佐賀中部広域連合 議会定例会議会録

佐賀中部広域連合議会

# 令和6年2月定例会

1 会 期 4日間

2 議事日程

日次	月 日	曜	開議時刻	議 事
1	2月13日	火	10:00	○開 会 ・令和6年能登半島地震の犠牲者に対する黙禱 ・会期決定 ・諸報告 ・第3号～第14号議案 上程、提案理由説明、質疑、委員会付託 ・広域連合一般に対する質問
2	2月14日	水	—	【常任委員会 議案審査】
3	2月15日	木	—	
4	2月16日	金	10:00	【議会運営委員会】 ・第3号～第14号議案 委員長報告、委員長報告の省略、報告に対する質疑、討論、採決 ・議決事件の字句及び数字等の整理 ・会議録署名議員の指名 ○閉 会

## 目 次

2月定例会議案等 .....	3
2月定例会一般質問項目表 .....	4
2月定例会議案等質疑項目表 .....	5

【2月13日（火）】

●開会 .....	9
●令和6年能登半島地震の犠牲者に対する黙禱 .....	9
●会期決定 .....	9
●諸報告 .....	9
●第3号～第14号議案	
○上程 .....	9
○提案理由説明（◎坂井英隆広域連合長） .....	9
○質疑 .....	11
◎山下明子議員 .....	12
「1 第10号議案 佐賀中部広域連合介護保険及び障がい支援区分認定審査会条例の一部を改正する条例」	
◎答弁者：総務課長兼業務課長（副島淳一）	
「2 第4号議案 令和6年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算 地域密着型介護サービス給付費」	
◎答弁者：認定審査課長兼給付課長（金子健一）	
「3 第4号議案 令和6年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算 介護給付等適正化事業」	
◎答弁者：認定審査課長兼給付課長（金子健一）	
○委員会付託 .....	15
●広域連合一般に対する質問（3人） .....	15
◎野副芳昭議員 .....	15
「1 佐賀中部広域連合管内でのAED（自動体外式除細動器）の使用率向上について」	
◎答弁者：消防副局長兼警防課長（實松孝明）	
「2 地域密着型サービスについて」	
◎答弁者：認定審査課長兼給付課長（金子健一）	
◎諸泉定次議員 .....	21
「1 高齢者虐待防止」	
◎答弁者：認定審査課長兼給付課長（金子健一）	
「2 介護職員等の人材確保」	
◎答弁者：認定審査課長兼給付課長（金子健一）	
「3 介護施設の避難訓練は」	
◎答弁者：認定審査課長兼給付課長（金子健一）	
「4 火災発生場所までの道路が狭い場合、どのような対策をとっているか」	

◎答弁者：消防副局長兼警防課長（實松孝明）

「5 幼少年消防クラブについて」

◎答弁者：予防課長（谷口英也）

「6 コンプライアンスの研修」

◎答弁者：消防副局長兼総務課長（柿内信一郎）

◎山下明子議員 ..... 27

「1 大規模災害時における佐賀中部広域連合の体制。対応について」

◎答弁者：総務課長兼業務課長（副島淳一）

◎答弁者：認定審査課長兼給付課長（金子健一）

「2 佐賀消防署西分署の立地場所の問題と今後の対応について」

◎答弁者：消防副局長兼総務課長（柿内信一郎）

◎答弁者：消防局長（村上正）

[当日配付資料]

・ 諸報告 ..... 33

・ 委員会付託区分表 ..... 33

【2月16日（金）】

●第3号～第14号議案

○委員長報告 ..... 37

・ 介護・広域委員会（◎諸泉定次委員長） ..... 37

○委員長報告の省略 ..... 37

○報告に対する質疑 ..... 37

○討論 ..... 37

○採決 ..... 38

●議決事件の字句及び数字等の整理 ..... 38

●会議録署名議員指名（筒井佐千生議員、堤正之議員） ..... 38

●閉会 ..... 38

[当日配付資料]

・ 委員会審査報告書 ..... 39

● 2月定例会議案等

広域連合長提出議案		
第3号議案	令和6年度佐賀中部広域連合一般会計予算	令和6年2月16日 可決
第4号議案	令和6年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算	令和6年2月16日 可決
第5号議案	令和6年度佐賀中部広域連合消防特別会計予算	令和6年2月16日 可決
第6号議案	令和5年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第2号）	令和6年2月16日 可決
第7号議案	令和5年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）	令和6年2月16日 可決
第8号議案	令和5年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第3号）	令和6年2月16日 可決
第9号議案	佐賀中部広域連合特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例	令和6年2月16日 可決
第10号議案	佐賀中部広域連合介護保険及び障がい支援区分認定審査会条例の一部を改正する条例	令和6年2月16日 可決
第11号議案	佐賀中部広域連合職員定数条例の一部を改正する条例	令和6年2月16日 可決
第12号議案	佐賀中部広域連合手数料条例の一部を改正する条例	令和6年2月16日 可決
第13号議案	佐賀中部広域連合手数料条例の一部を改正する条例	令和6年2月16日 可決
第14号議案	佐賀中部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	令和6年2月16日 可決

報告書等	
介護・広域委員会審査報告書	
消防委員会審査報告書	
議決事件の字句及び数字等の整理について	令和6年2月16日 決定

一般質問項目表

○ 一 般 質 問

佐賀中部広域連合議会  
令和6年2月定例会

質問順	氏 名	質問方式	質 問 事 項
1	野副 芳昭	一問一答	<p>1 佐賀中部広域連合管内でのAED（自動体外式除細動器）の使用率向上について</p> <p>(1) 事故や災害等で心停止した時の対応としてAEDが使用されるが、設置場所を知らない人が多い。消防局はどのように捉えているのか</p> <p>(2) 市民が使った使用率が少ないがどのような理由が考えられるか</p> <p>(3) 使用率を向上させるための施策をどのように考えているのか</p> <p>2 地域密着型サービスについて</p> <p>(1) 夜間対応型訪問介護利用者の普及があっていない状況をどのように捉えているのか</p> <p>(2) 看護小規模多機能型居宅介護の利用率は大きく伸びているが、この結果をどのように捉えているのか</p> <p>(3) 今後の在宅生活を支えるサービスとしての地域密着型サービスの整備について、広域連合の考え方を伺う</p>
2	諸泉 定次	一問一答	<p>1 高齢者虐待防止 高齢者虐待防止法施行から18年。主体は市町だが、広域連合としての対応は</p> <p>2 介護職員等の人材確保 政府は来年度からの介護職員等の報酬アップを表明。広域連合としての確認は</p> <p>3 介護施設の避難訓練は 主体は市町だが、広域連合として把握できているのか</p> <p>4 火災発生場所までの道路が狭い場合、どのような対策をとっているか</p> <p>5 幼少年消防クラブについて 防火意識は幼少年期から行うことが効果的。消防局管内の幼少年消防クラブの現状は</p> <p>6 コンプライアンスの研修 パワハラ、セクハラなどハラスメントの対応と、消防隊員としてのコンプライアンスの徹底</p>
3	山下 明子	一問一答	<p>1 大規模災害時における佐賀中部広域連合の体制。対応について</p> <p>(1) 職員の体制・役割</p> <p>(2) 構成市町との関係</p> <p>(3) 介護施設等事業所との関係</p> <p>(4) 広域連合としての防災計画およびBCPの策定は</p> <p>2 佐賀消防署西分署の立地場所の問題と今後の対応について</p>

議案等質疑項目表

○ 議 案 質 疑

佐賀中部広域連合議会

令和6年2月定例会

質疑順	氏 名	質 疑 事 項
1	山下 明子	<p>1 第10号議案 佐賀中部広域連合介護保険及び障がい支援区分認定審査会条例の一部を改正する条例</p> <p>2 第4号議案 令和6年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算 歳出 1款 保険給付費 1項 保険給付費 1目 介護サービス等諸費 地域密着型介護サービス給付費 5,750,979千円</p> <p>3 第4号議案 令和6年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算 歳出 2款 地域支援事業費 2項 包括的支援事業・任意事業費 2目 任意事業費 介護給付等適正化事業 24,007千円</p>

令和 6 年 2 月 13 日

令和6年2月13日（火）

午前10時00分～午後0時34分

出席状況

議席番号・議員氏名	①	②	③	議席番号・議員氏名	①	②	③
1. 中島 慶子	○	○	-	11. 江原 新子	○	○	-
2. 古賀 公彦	○	○		12. 富永 明美	○	○	
3. 堤 克彦	○	○		13. 山田 誠一郎	○	○	
4. 諸泉 定次	○	○		14. 川副 龍之介	○	○	
5. 野副 芳昭	○	○		15. 重松 徹	○	○	
6. 白石 昌利	○	○		16. 堤 正之	○	○	
7. 古川 輝英	○	○		17. 福井 章司	○	○	
8. 筒井 佐千生	○	○		18. 川原田 裕明	○	○	
9. 中島 妙子	○	○		19. 黒田 利人	○	○	
10. 稲葉 嵩広	○	○		20. 山下 明子	○	○	

【凡例】会議時間：①10:00～11:18 ②11:26～12:34 ○:出席 欠:欠席

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	坂井 英隆	副広域連合長	横尾 俊彦
副広域連合長	江里口 秀次	副広域連合長	伊東 健吾
副広域連合長	池田 一善	広域連合理事	平方 利郎
会計管理者	森 留美子	事務局 長	宮崎 直樹
消防局長	村上 正	総務課長兼業務課長	副島 淳一
消防副局長兼総務課長	柿内 信一郎	消防副局長兼警防課長	實松 孝明
認定審査課長兼給付課長	金子 健一	予防課 長	谷口 英也
情報指令課長	砥川 勇人	佐賀消防署長	川副 国博

会議に出席した議会事務局職員

議会事務局 長	出見 秀人	議会事務局 参事	副島 淳一
議会事務局 副局長	西村 侯二	議会事務局 書記	宮崎 弘充
議会事務局 書記	勝見 伸太郎	議会事務局 書記	倉谷 裕

本 日 の 案 件

●開会

●令和6年能登半島地震の犠牲者に対する黙禱

●会期決定

●諸報告

●以下の議案の上程、提案理由説明、質疑、委員会付託

○第3号議案 令和6年度佐賀中部広域連合一般会計予算

○第4号議案 令和6年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算

○第5号議案 令和6年度佐賀中部広域連合消防特別会計予算

○第6号議案 令和5年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第2号）

○第7号議案 令和5年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）

○第8号議案 令和5年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第3号）

○第9号議案 佐賀中部広域連合特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

○第10号議案 佐賀中部広域連合介護保険及び障がい支援区分認定審査会条例の一部を改正する条例

○第11号議案 佐賀中部広域連合職員定数条例の一部を改正する条例

○第12号議案 佐賀中部広域連合手数料条例の一部を改正する条例

○第13号議案 佐賀中部広域連合手数料条例の一部を改正する条例

○第14号議案 佐賀中部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

●広域連合一般に対する質問

氏 名	質 問 事 項
野 副 芳 昭	1 佐賀中部広域連合管内でのAED（自動体外式除細動器）の使用率向上について 2 地域密着型サービスについて
諸 泉 定 次	1 高齢者虐待防止 2 介護職員等の人材確保 3 介護施設の避難訓練は 4 火災発生場所までの道路が狭い場合、どのような対策をとっているか 5 幼少年消防クラブについて 6 コンプライアンスの研修
山 下 明 子	1 大規模災害時における佐賀中部広域連合の体制。対応について 2 佐賀消防署西分署の立地場所の問題と今後の対応について

● 開 会

◇議長(重松徹議員)

おはようございます。ただいまから、令和6年2月佐賀中部広域連合議会定例会を開会します。

● 令和6年能登半島地震の犠牲者  
に対する黙禱

◇議長(重松徹議員)

会議に入ります前に、去る1月1日に発生しました令和6年能登半島地震により被災され、犠牲になられた方々に対しまして、謹んで哀悼の意を表すために、ただいまから黙禱をささげたいと思います。

皆様御起立をお願いいたします。

黙禱。

〔黙 禱〕

お直り、御着席ください。

これより本日の会議を開きます。

● 会期決定

◇議長(重松徹議員)

初めに、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から2月16日までの4日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、会期は本日から2月16日までの4日間と決定しました。

なお、会期中の議事は、お手元の日程表のとおり進めます。

● 諸 報 告

◇議長(重松徹議員)

次に、日程により諸報告を行います。

報告の内容は、お手元の報告第1号のとおりです。これにより御承知をお願いします。〔諸報告(33ページ掲載)〕

● 議案上程

◇議長(重松徹議員)

次に、日程により、第3号から第14号、以上の議案を一括して議題とします。

● 提案理由説明

◇議長(重松徹議員)

広域連合長に提案理由の説明を求めます。

○坂井英隆広域連合長

おはようございます。本日、ここに佐賀中部広域連合議会定例会を招集し、令和6年度の予算案をはじめとする諸議案の御審議をお願いするに当たり、その概要を御説明申し上げますが、これに先立ちまして、新年度に向けての私の所信を申し述べさせていただきます。

本年は、いよいよSAGA2024(国スポ・全障スポ)が開催されます。78年続いた国民体育大会が、今年から国民スポーツ大会に生まれ変わります。佐賀から始まる新しい大会をまち全体で盛り上げていきたいと考えております。

様々な側面で、活気が出る1年になると考えられますので、本広域連合の介護保険、消防業務におきましても、取組を活性化させる契機にしたいと考えております。

本広域連合の役割は、高齢者をはじめとした住民の生活を、より安全に、より暮らしやすくしていくことであり、その実現に向けて目的をしっかりと捉え、効果的な施策を実施していくことが必要だと考えております。

これには、議員各位をはじめとして、市町や関係機関と連携し、また、住民の皆様と協働していくことが必要となりますので、より一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、各業務における施策の方針につきまして申し述べさせていただきます。

まず、介護保険事務につきましては、令和6年度から第9期介護保険事業計画の期間を迎えることになります。

第9期の介護保険の運営につきましては、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が住み慣れた地域で生活することを可能とするための施策に努めてまいります。

そのためには、介護保険制度におけるサービスだけでなく、いろいろな分野と協働した地域包括ケアシステムの深化・推進が必要となります。

市町の福祉施策と協力・連携していくこと、医療や福祉の分野と連携していくことが重要であり、市町とともに地域住民の皆様方と高齢者の生活を支えていく仕組みづくりに努めてまいります。

この仕組みづくりとして、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの機能の充実を行い、介護予防事業をはじめとした地域支援事業のさらなる推進を行ってまいります。

また、介護保険給付は、要介護認定者の増加やサービス利用の頻度が上がっていることなどにより、制度が始まってから年々給付費が増加を続けてきましたが、ここ数年その増加が鈍化しております。

一方で、「団塊の世代」全てが後期高齢者となる2025年、「団塊ジュニアの世代」が65歳以上となる2040年への対応が求められており、今後も高齢者のサービス利用実態を的確に捉え、適正な介護サービスの提供を図ってまいります。

そのためには、適正な認定調査等を行い、公平・公正な要介護認定を推進いたします。

また、介護サービス事業者の指導・育成を行い、適正なサービス提供の体制づくりを推進し、これらを給付適正化事業として取り組んでまいります。

そして、介護保険財政の財源となる介護保険料ですが、第9期の保険料基準額につきましては、住民の皆様のご生活も厳しい中、何とか第8期と同額に据え置くことができました。

これからも住民の皆様それぞれの状況に応じた適切な納付につながる公平・公正な賦課収納対策を行い、保険財政の安定運営に努めてまいります。

以上、介護保険事務に係る重点施策を申し述べましたが、次に、消防業務につきまして申し述べさせていただきます。

昨年も、全国各地において記録的な大雨による河川の氾濫や浸水、土砂崩れ等により甚大な被害が発生しております。

佐賀中部広域連合管内においても、7月の大雨では大規模な土砂災害が発生したほか、道路冠水の影響により住民が孤立するなど、管内全域に被害をもたらしました。

また、元日には、最大震度7の大地震が能登半島を襲い、貴い人命や大切な財産が数多く失われております。

このように、いつ、どこで発生してもおかしくない自然災害に加え、複雑、多様化する各種災害

から住民の生命、身体、財産を守るため、様々な災害を想定した訓練や各種研修会への積極的な参加により、災害対応能力を強化するとともに、防災拠点となる消防庁舎や消防・救急車両などの施設整備を計画的に進めることで消防体制の基盤強化を図ってまいります。

まず、火災への対応につきましては、昨年、佐賀中部広域連合管内における年間の火災件数が初めて100件を下回りました。これは、これまで当消防局が取り組んできた予防業務の大きな成果であると考えております。

今後も、火災予防啓発・広報活動に重点を置いて、引き続き火災予防対策に取り組んでまいります。

一般住宅においては、住宅用火災警報器の設置率向上に加え、10年を経過した機器の適切な維持管理について、積極的な働きかけを行ってまいります。

また、事業所や不特定多数の方々を利用される施設などに対し、防火設備の適切な維持管理など、ハード面における指導はもちろん、防火管理などのソフト面についても引き続き指導を徹底してまいります。

次に、救急への対応につきましては、佐賀中部広域連合管内における年間の救急件数は、令和3年に約1万5,000件であったのに対し、令和4年には約1万8,000件、令和5年は約1万9,000件と増加しており、高齢化の進展や夏場の記録的な猛暑などにより、救急需要は今後ますます増大することが予想されます。

このような状況下においても、救命率の低下を招かないよう、救急現場への到着や活動時間の延伸を防ぐための施策に取り組んでまいります。

また、住民に対しては、救急車の適正利用を呼びかけるとともに、AEDの取扱いを含めた救命講習などにより応急手当の普及啓発を行い、救命率と社会復帰率の向上を目指します。

あわせて、救急救命士の養成や救急研修などを継続し、救急隊員のレベルアップに努めてまいります。

これらの施策により、消防の使命であります住

民の安全・安心を目的として、消防サービスのさらなる向上に努めてまいります。

それでは、諸議案の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、予算編成につきましては、厳しい財政状況の中、職員の適正配置、事務の見直し等に努め、経費の節減等を図っております。

第3号議案「一般会計予算」は、介護保険事務、広域行政に係る事務などに関する経費となっており、その予算総額は、約15億7,664万円となっております。

令和5年度当初予算と比較しますと、約0.6パーセントの減となっております。

歳出予算の主な内容につきましては、第9期の介護保険事業計画における方向性を実現するため、必要な体制を構築する経費を措置しております。

次に、第4号議案「介護保険特別会計予算」は、予算総額約326億2,200万円となっており、令和5年度当初予算と比較しますと、約1.4パーセントの増となっております。

歳出予算につきましては、サービスの需要の見込みや、それを確保するための施策などを定める第9期介護保険事業計画に基づき、必要な額を措置しております。

次に、第5号議案「消防特別会計予算」は、予算総額約52億6,080万円となっており、令和5年度当初予算と比較しますと、約3.3パーセントの減となっております。

歳出予算につきましては、消防力の強化や防災基盤の安定化に要する経費の措置を行っております。

次に、令和5年度2月補正予算につきまして御説明申し上げます。

第6号議案「一般会計補正予算(第2号)」は、補正額約952万円の減で、補正後の額は、16億2,211万円となっております。

その主なものは、第9期の制度改正に伴うシステム改修のための経費及び決算見込みに伴う措置となっております。

次に、第7号議案「介護保険特別会計補正予算(第2号)」は、補正額約4億6,625万円の減で、

補正後の額は、約329億3,934万円となっております。

その主なものは、決算見込みによる保険給付費及び地域支援事業費の減額を行っております。

次に、第8号議案「消防特別会計補正予算(第3号)」は、補正額1,120万円の減で、補正後の額は、約55億9,315万円となっております。

その主なものは、人事院勧告に伴う不足額の措置及び決算見込みによる職員手当等の減額を行っております。

また、危険物施設設置に伴う設置許可審査業務の委託費について、繰越明許費の設定を行っております。

以上で予算関係議案の説明を終わりますが、細部につきましては、予算に関する説明書等により御検討をいただきたいと存じます。

次に、条例等の議案につきまして、御説明申し上げます。

第10号議案「佐賀中部広域連合介護保険及び障がい支援区分認定審査会条例の一部を改正する条例」は、令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画の策定に伴う保険料の改定及び国の制度改正等に伴い、所要の改正を行うものです。

第11号議案「佐賀中部広域連合職員定数条例の一部を改正する条例」は、定年引上げ期間中における新規採用者数の平準化を図り、消防力を維持する必要があるため、消防職員の職員定数について所要の改正を行うものです。

第14号議案「佐賀中部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は、人事院等の勧告に鑑み、令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うものです。

その他の議案につきましては、それぞれ議案の末尾に提案理由を略記いたしておりますので、それにより御承知をしていただきたいと思います。

以上、御審議をよろしくお願い申し上げます。

● 議案に対する質疑

◇議長(重松徹議員)

これより、議案に対する質疑を行います。

通告がありますので、発言を許可いたします。

○山下明子議員

おはようございます。佐賀市の山下明子です。質疑に先立ちまして、1月1日の能登地方の地震災害に遭われた方に対し、先ほど黙禱も行いましたが、犠牲となられた方々に心からの哀悼の意を申し上げますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。まだ癒えぬ悲しみや苦難を乗り越えられ、一日も早く生活やなりわいの再建が行われますように願うとともに、被災地の救援、復興支援に取り組まれておられる全ての皆様に敬意を申し上げ、心を一つにしたいと思っております。

さて、通告に従って質疑を行います。

まず、第10号議案 佐賀中部広域連合介護保険及び障がい支援区分認定調査会条例の一部を改正する条例につきまして、第9期の事業計画における介護保険料の考え方についてお示してください。

また、介護保険運営委員会の定数を40名から25名に減らすという内容がありますが、それに至った経緯についてお示してください。

次に、第4号議案 令和6年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出予算の歳出1款保険給付費、1項保険給付費、1目介護サービス等諸費のうち、地域密着型介護サービス57億5,097万5,000円の中で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護が令和5年度の予算より増えておりますが、その内容についてお示してください。

また、同じく介護保険特別会計予算の歳出2款地域支援事業費、2項包括的支援事業任意事業費、2目任意事業費、介護給付費等適正化事業2,400万7,000円の中で、介護給付費通知事業がゼロとなっておりますが、ゼロとなった理由についてお示してください。

以上、1回目の質疑といたします。

○総務課長兼業務課長(副島淳一)

最初に、第9期介護保険事業計画の保険料の考え方についてお答えいたします。

第9期の介護保険料を改定するに際しての国の見直しは、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、第

1号被保険者間での所得再分配機能を強化することにより、低所得者の保険料上昇の抑制を図る趣旨のものとなっております。

具体的には、保険料の区分を9段階から13段階へと増やすことで、高所得者層を細分化し、さらに低所得者層である第1段階から第3段階の保険料率を下げる見直しとなっております。

当連合におきましては、第8期では国の標準段階より2段階多い11段階としておりましたが、第9段階では国が示すと通りの13段階の制度とし、第1段階から第3段階の負担を軽減することとしております。

なお、実際の保険料基準額につきましては、介護給付費基金の繰入れにより、第8期と同額に据え置くこととしております。

次に、介護保険運営協議会の委員定数を40人から25人に減らすに至った経緯についてお答えします。

介護保険の制度が始まった際の第1期の介護保険運営協議会の定数は20人としておりました。しかし、平成17年度の介護保険法の改正により、地域包括支援センター運営協議会の設置が求められ、当広域連合では、その役割を介護保険運営協議会で行うこととし、定数を40人と変更しております。

現在の8期までは、この40人に近い委員数で協議しておりましたが、委員や関係者から、委員が多いためか活発な議論になっていない、類似の団体からの委員も複数見られるなどの意見もあり、また、佐賀県内や九州内の他保険者及び同規模の広域保険者を調べましたところ、介護保険運営協議会の定数が30人を超えている保険者はありませんでした。

これらのことから、昨年9月に行われた介護保険運営協議会で委員数の見直しを議題としたところ、委員の皆様からの異議はなく、承認をいただいております。

以上でございます。

○認定審査課長兼給付課長(金子健一)

初めに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護の予算についてお答えいたします。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、令和6年4月に佐賀市内に1事業所の開設を予定されており、指定事業所の数が2つから3つになることで利用者数の増加が見込まれることから、令和6年度の予算を増やし、計上しております。

夜間対応型訪問介護については、令和6年4月からの介護報酬改定の影響により、サービスの基準単価が上がることから令和6年度の予算を増やし、計上をしております。

次に、給付費通知を行わないこととした理由についてお答えいたします。

国の定める介護給付適正化事業の主要5事業が3事業に再編され、この中で介護給付費通知については、費用対効果が見込みづらいことを理由に主要3事業からは外れております。また、介護給付費通知は、不正請求防止に事業の主な目的でしたが、本広域連合においては、これまでに不正請求の防止につながった事例はございません。

以上のことから、令和6年度は事業を実施しないものです。

以上でございます。

#### ○山下明子議員

それではまず、条例案に関して質疑を続けます。

介護保険料の考え方に関しては、低所得者の負担軽減と標準所得段階を9段階から最高13段階に増やすという国の基準に合わせて、当連合の所得段階も11段階から13段階に増やすということで、これまで高額所得者の所得段階についてもさらに細分化すべきだという提起をしていたことへの対応がなされたと受け止めましたし、国の基準どおりでは保険料基準額の引上げになるというところを基金の取崩しによって据え置きにされたということに関しては了解いたしました。

もう一つの介護保険運営委員会の定数に関してさらにお尋ねいたしますが、第3期から40名とされたということでしたね。その理由、そこから、それまでずっと今のままでやってきたのが、今回、第9期で25名に減らすということで、定員は40名の中で現在は35名だと伺っておりますが、今回、25名に減らすという理由を整理すべきだと思いますが、大人数で意見が出にくいということもあつ

たということですが、それだったら、小委員会を設けての対応もできたのではないかと思いますけれども、その辺はどう整理されているのかということですね。

それから、第3期で増員したことで、委員が所属される分野も広がっていたと思うわけですが、今回25名に減らすことで幅広い分野からの意見の反映という点ではどのように考えられるのか、お答えください。

#### ○総務課長兼業務課長(副島淳一)

介護保険運営協議会の委員につきましては、佐賀中部広域連合介護保険規則におきまして、指定居宅サービス事業者等又はこれらの者に係る団体の代表者、利用者又は被保険者、地域住民の権利擁護を行い、または相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者、以上の方々を広域連合長が任命すると規定しております。

平成17年の介護保険法の改正により、第3期からの介護保険運営協議会を協議する内容が地域包括支援センター運営協議会分が増加したことから委員数を増員しましたが、規則で定める分野ごとの委員数が多く、総括で述べたような、なかなか意見が活発にならないんじゃないかというような意見、もしくは、その分野ごとの人数が多いんじゃないかというような意見が出ております。

第9期からの介護保険運営協議会の委員数を減らすこととなりますが、規則で定める分野からの変更はございませんので、この規則で定めている分野からバランスよく委嘱したいというふうと考えております。

以上でございます。

#### ○山下明子議員

規則で定めた分野というのは、今言われたとおりなんですが、地域包括支援に関して第3期でそこに必要な人たちを増やしたと。地域包括支援の協議会が別に必要だったけれども、そこを兼ねるためにそこで増やしたということになるわけなので、当然、その分野というのが、ここに出された規則の分野に必ずしもどう含まれるのかなというところもちょっと気になるということではあるわけで

すね。ですから、今回25名に減らされた場合に、本当に幅広いところからきちんと入っていくのかどうかというのが大変気になるわけですが、今回の条例案では大枠の定数を25名にするということ、どこからどのように選んでいくのかということに関しては、これはここの議会ではなく、運営委員会、運営協議会の中で話し合われて決めていくということで、その声がきちんと入っていくということでもよろしいでしょうか。

○総務課長兼業務課長(副島淳一)

今年、来月、令和6年3月に開かれる介護保険運営協議会において、第9期の委員について議題とし、分野ごとの人選を示し、承認いただく予定としております。議員おっしゃるような、先ほど規則のところの説明した各分野、こちらのところからバランスよく分配するようにした案については、1度お示ししておりますので、今回お示する分については、それをさらに具体的なものとしたものとして了承いただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○山下明子議員

条例に関しては分かりました。

それでは、予算議案に関してですが、まず、介護給付費の通知が廃止となった理由に関しては了解いたしました。これも本当に効果があるのかということの時折指摘したりしていた中で、やっぱり効果がなかったということで国としても廃止に至ることになったのかなというふうにちょっと受け止めましたけれども、それで、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のほうなんです、ここの事業所がサービスを行うエリアは結局どうなるのか、また、事業所が新しくできることで広域圏内のどこまでのエリアが網羅できるのかということについてお示してください。

なお、勉強会のおき、この議会前に配付された資料によりますと、この夜間対応型訪問介護のほうは、令和5年度の279万3,000円の予算計上となっていて、今回またそれをさらに単価が増えたということで増額になっているわけですが、その一方で、令和3年度、令和4年度での決算額がゼ

ロとなっております。そこら辺、この実績がこの事業に関してない理由というのは、どうなっていたのかということに関しても、ちょっと御説明をお願いいたします。

○認定審査課長兼給付課長(金子健一)

初めに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する質疑についてお答えいたします。

まず、事業所の所在を日常生活圏域で申し上げますと、現在は城西に1事業所、小城北に1事業所があり、令和6年4月には城南に1事業所が開設予定です。

また、事業所がサービスを提供するエリアにつきましては、事業所から提出される運営規定によりますと、佐賀市全域及び小城市全域と多久市東多久町となっております。

次に、夜間対応型訪問介護の利用実績がないという理由についてお答えいたします。

夜間対応型訪問介護は、夜間だけ行う夜間専用で、訪問介護サービスを行うものです。

一方、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、24時間体制で訪問介護と訪問看護のサービスを行うものとなっております。

利用者にとりましては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のほうを利用しやすいため、実績が増加し、夜間対応型訪問介護の実績がない状況にあると考えております。

以上でございます。

○山下明子議員

そうしますと、まず、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスエリアは、事業所の運営規定ではサービスエリアが佐賀市と小城市の全域と多久市の東多久町だけということになっておりまして、多久市のほかの地域ですとか、あるいは、神埼、吉野ヶ里など、東部地域に及ばない状態となっております。

連合長は、この議案の提案説明の中で、高齢者が住み慣れた地域で生活することを可能とする施策に努めるというふうにお述べになりました。この24時間対応のサービスというのは、まさに地域で介護も続けられるという意味では、利用者と家族にとっての切実なもので、非常に待たれていな

がら何年もかかってようやくこの状態ということにあります。どの構成市町にも中山間地域など、いわゆる採算の取れにくいエリアがありまして、事業者任せでは全域にサービスを行き渡らせることがなかなか進まないという点で、今回増額とはなっていますが、事業所が1個増えた、それでもやっぱり佐賀市内という中で、連合としてはこうした事態をどのように打開しようと考えておられるのか、最後に伺います。

○認定審査課長兼給付課長（金子健一）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスが行われていないエリアにつきましては、サービスが十分行き届いていくように、第9期の介護保険事業計画におきまして、重点的に整備をすることにいたしております。

以上でございます。

○山下明子議員

もう3回になりましたので終わります。

◇議長（重松徹議員）

以上で、議案に対する質疑を終わります。

● 議案の委員会付託

◇議長（重松徹議員）

次に、日程により、議案の委員会付託を行います。

第3号から第14号、以上の議案については、お手元の委員会付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。〔委員会付託区分表（33ページ掲載）〕

● 広域連合一般に対する質問

◇議長（重松徹議員）

次に、日程により、広域連合一般に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許可します。

○野副芳昭議員

皆さんおはようございます。一般質問に入る前に、最初、議長のほうからもお話がありましたように、石川県能登半島における災害で、亡くなられた方の御冥福をお祈りいたしますとともに、被害に遭われた方のお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお願いしたいというふうに思っております。よろしくお願ひいたしま

す。

それでは、一般質問に入りたいというふうに思います。

順番1番、神埼市の野副です。通告していただいた2事項について質問いたします。

まずは、佐賀中部広域連合管内でのAED（自動体外式除細動器）の使用率向上について質問します。

心肺停止した人の命を救うAEDの設置が各地で進んでいますが、一方では、使用率が低迷しているという結果が出ています。人前で倒れた人に使われたケースは、全国的にはここ数年、4ないし5%にとどまっているという結果が出ています。

AEDは、2004年に一般の使用が認められて以降、販売台数は右肩上がり伸び、2021年までの累計販売数は118万台で、7年の耐用年数を越えたものを差し引いた67万台が現在、全国各地に設置されていると推計されています。

設置が進む一方、使用率が低迷していると言われる、その理由の一つに、設置場所を知らない人が多いという新聞報道もあっています。

そのような中、佐賀中部広域連合管内でも、事故や災害等で心肺停止したときの対応として、救急隊到着前にAEDが使用されるケースもありますが、佐賀中部広域連合消防局管内における救急時にAEDを使用される方のAEDの設置場所の認知度をどのように捉えてあるのか、お尋ねします。

また、AEDがあっても、それを使用できる方は少なく、総務省消防庁によると、2021年に人前で心肺停止した2万6,500人のうち、市民が使ったケースは僅か4.1%、1,096人だったそうです。

そこで、令和5年度の佐賀中部広域連合消防局管内での救急隊到着前の使用率を伺ったところ、心肺停止状態で搬送した384人のうち、48人の人にAEDを装着しておられ、その使用率は約13%とのことでした。

総務省消防庁の4.1%に対して使用率は多くはなっていますが、その結果をどのように捉えてあるのか、お尋ねいたします。

以上のようなことを踏まえ、佐賀中部広域連合消防局では、今後、心肺停止の状態の方に対して、心肺蘇生とともにAED使用率の向上をするための施策をどのように考えておられるのか、お尋ねします。

次に、地域密着型サービスについて質問します。

地域密着型サービスとは、介護保険べんり帳の中に、住み慣れた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じたサービスが受けられると記載されております。原則として、ほかの介護保険者、佐賀中部広域連合管内以外の方のサービスは受けられないとも明記されております。

すなわち、住み慣れた地域で利用する介護保険サービスであります。介護保険サービスには、居宅サービスと施設サービスがあり、自宅でサービスを受けるときは居宅サービス、施設で介護を受けるときは施設介護サービスで、地域密着型サービスは、居宅サービスと施設介護サービスを含む地域限定のサービスになっています。

地域密着型サービスを受けられるのは、その地域に住所がある方で、原則65歳以上の要介護認定を受けておられる方が対象となります。介護施設により受けられるサービスが異なり、地域密着型サービスは地域の実績に合わせ、佐賀中部広域連合では8つのサービスがあります。

今回、8つのサービスの中で、夜間対応型訪問介護、先ほど議案質疑の中で山下議員のほうからも言われました、その夜間対応型訪問介護と、看護小規模多機能型居宅介護について質問をいたします。

夜間対応型訪問介護は、夜間の身体に対応するサービスであり、独り暮らしの方や、家族と同居する家庭も介護サービスを利用することができ、毎日生活の中で、夜間に家族が必要な人向けになっています。

例えば、夜間におむつ交換が必要な方、寝返り介助が必要な方や、家族が介護する場合でもサービスが受けられ、家族の負担軽減にも利用ができます。また、老々介護で体力面の心配があるときにも向いていると言われております。

そのような内容の中で、令和3年度と令和4年

度の利用実績がない状況であるのに、例年予算計上がされています。おむつ交換や、寝返りができない人や、家族の負担軽減にもつながり、老々介護の体力の心配解消にもつながり、夜間対応型訪問介護の利用率がゼロという状況を中部広域連合はどのように捉えてあるのか、お伺いします。

次に、看護小規模多機能型居宅介護についてであります。

看護小規模多機能型居宅介護複合サービスは、小規模多機能型居宅介護に看護がついたサービスで、同じ施設を利用しながら、通所、泊まり、訪問の3つのサービスが受けられ、施設には看護師が配備されているため、医療行為が必要な方に向いていますが、要支援の方はサービス対象外になっています。

例えば、想定される医療行為として、医師の指示の下、医療やたんの吸引の管理、褥瘡によるケアなどがあり、持病がある方が居宅で血管値測定が必要なケースも看護師による対応が可能です。

この看護小規模多機能型居宅サービスは、夜間対応型訪問介護に比べ、令和3年度に比べ、令和4年度の利用率が約187%と大きく伸びています。それだけ需要が多いということにつながると考えられます。令和5年度もこれに応じた予算計上がされておりました。

この利用実績の結果を踏まえ、中部広域連合はどのように捉えているのか、お尋ねいたします。

以上、質問しますが、答弁の内容によっては質問席にて再質問をいたします。

#### ○消防副局長兼警防課長（實松孝明）

AEDの設置に関しましては、本局が毎月4回実施している救命講習や、事業所、学校などから要望があった場合に職員が出向いて実施している救命講習の受講者に対して、日本救急医療財団や日本AED財団が作成したAEDマップやアプリなどの案内を行っており、本局ホームページにも掲載しております。

現在では、空港、駅、催し物ホール、デパート、公共施設や民間企業など、いろいろな場所にAEDが設置されていますが、設置場所を知らない人も

多いと思います。

次に、AEDの使用率ですが、ここでいう使用率とは、搬送した心肺停止傷病者のうち、現場に居合わせた人、いわゆるバイスタンダーがAEDを装着し、心電図の解析まで実施した割合のことを指しますが、これは13%となっており、決して高いとは言えません。

この背景には、AEDが近くにないような住宅で発生した心肺停止が約60%あるということが考えられます。

現在、本局ではAED使用率の向上に向け、主に次の4つの救命講習を行っております。

1つ目が定期講習です。

これは、主に地域住民を対象とした、誰でも参加できる救命講習で、月4回実施しております。

2つ目が、希望する事業者、または団体への救命講習で、こちらから出向いて実施しております。

3つ目が、応急手当普及員講習です。これは、救命講習の普及員を養成するための講習となっております。普及員とは、所属する事業所や防災組織等において、救命講習の指導ができる人のことです。

4つ目は、救マーク講習です。これは、不特定多数の方が利用する宿泊施設や店舗等の事業者を対象とした救命講習で、この講習を受講し、認定された事業所は救マークの表示をすることができるようになります。

これら4つの救命講習全てにおいて、AEDの使用法の指導を行っております。

今後も継続して、これら4つの救命講習を行い、受講者数を増やすことでAEDの使用率向上につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

#### ○認定審査課長兼給付課長(金子健一)

初めに、夜間対応型訪問介護の予算についてお答えいたします。

夜間対応型訪問介護については、令和3年度、令和4年度ともに利用実績はございませんが、サービスを提供する指定事業所が2か所あるため、サービス利用に備えまして、例年予算を計上しております。

次に、看護小規模多機能型居宅介護の実績の伸びについてお答えいたします。

令和3年度では、サービスを提供する指定事業所が2事業所だけであったものが、令和4年3月に新たに1事業所が開設し、3事業所となったことで、実績が大幅に増加することとなったものです。

以上でございます。

#### ○野副芳昭議員

それでは、再質問をしたいというふうに思います。

まず、AEDの質問なのですが、その中で、設置場所についてなんですけど、答弁の中で、設置場所を周知する応急手当講習時に、受講者に対して設置場所の確認方法やホームページで周知されているというふうな答弁がされました。

一般的には、講習会を受講されてある方よりも、受講していない人のほうが多いというふうに私は認識しているんですね。高齢者、もしくは、アプリ等が不慣れな方におかれましては、設置場所を知っておられる認知数は限られてくるというふうに思うんですが、設置場所の把握ができていない学校、公共施設や企業においては、すぐにでも用意はできるというふうに思われますが、一般の人が目の前で倒れられたときに、まず119番を通報されるというふうに思います。心肺蘇生をされたり、他の人がAED装置の準備をして使うのが一般的であります。このAEDの設置場所を知らない人が119番通報した場合、設置場所の対応が必要というふうに思われます。設置場所がどこにあるのか知らない人に対してですね。

一般の人への設置場所への対応について、消防局はどのように考えておられるのか、お尋ねします。

#### ○消防副局長兼警防課長(實松孝明)

先ほど紹介しましたAEDマップやアプリの利用が困難な方たちに対しては、119番通報時に受信した職員がAEDが必要と判断した通報に対して、指令システムの地図やAEDマップを使用し、AEDが近くにある場合は設置場所を通報者に教えております。

以上でございます。

○野副芳昭議員

それによって、AEDの場所がある程度分かるというふうなことが理解できると思うんですね。それと同時に、今度はそれを使わなくてはいけません。そのときに、今度は使用率のことになるというふうに思いますが、佐賀中部広域連合消防局でのAEDの使用率は、令和3年度が11%、令和4年度が10%、そして、先ほど申しました令和5年度が13%と、少しずつではありますが増えています。一つの例がありますけれども、AEDを使って生徒が先生を救命したというふうな見出しで新聞に掲載されていましたので、紹介したいというふうに思います。

学校では、生徒にAEDの設置場所を覚えてもらい、人が倒れたことを想定した授業を行っていたことが先生の命を救っています。

それは、ある中学校で、バスケットボール部顧問をしていた30歳代の男性教諭が体育館で倒れ、バスケットボール部員はすぐに心臓マッサージを始め、別の生徒は校内にあるAEDを取りに走りました。祝日ではかに教員はいませんでした。3分後、生徒が教諭の体に電極パッドを貼り付けてボタンを押すと、体が大きく浮き上がった。病院に搬送された教諭は意識を取り戻し、1か月もたずに復帰することができたというふうなことが書いてあります。

今は全国の学校現場でAEDが浸透し、全国のほとんどの小、中、高などに設置されて、中学と高校では学習指導要領に心肺蘇生法の実習が盛り込まれ、生徒は使い方も学ぶ学校もあります。生徒が先生を助けた例でも、この使い方の知識がなかったなら、生徒はきっと立ち尽くしていただけたらと思うと話しています。

AEDは、登壇でも申し上げましたが、2004年に一般の使用が認められて以降、販売台数が右肩上がり伸びていますが、使用率は伸び悩んでいます。佐賀中部広域連合消防局において、現在、AEDの使用率は13%ではありますが、今後この13%以上の使用率向上のための施策を期待したいというふうに思いますが、そのお考えをお尋ねい

たします。

○消防副局長兼警防課長(實松孝明)

AEDの使用率を上げるためには、AEDが近くにあっても使えなかったケースをなくし、全てのバイスタンダーが心肺停止傷病者に対してAEDを使用できるようにしていきたいと考えております。

繰り返しになりますが、救命講習の受講者を増やすことが使用率向上につながると考えます。また、現在、119番通報を受信した職員が、AEDの使い方が分からない通報者に対し、使用方法を電話口で分かりやすく伝えるなどしてサポートも行っており、この効果も出ているため、引き続き積極的に取り組んでまいります。

今後、さらに動画なども活用し、AEDの操作は難しくないという広報も行い、使用率向上につなげていきたいと思っております。

以上でございます。

○野副芳昭議員

このAEDは、やっぱり使うためには特に勇気が要ると思うんですね。それで、やはり勇気が要る、また、それを使うためには自信もなからんと、これを使うというふうなことができないというふうに思いますので、今おっしゃられたことを十分考えてもらって、AEDの使用率向上に努めてもらいたいというふうに思います。

まとめになりますが、救急救命処置による救命率を向上させるためには、初期の動作が大切であるというふうに認識しております。消防署の役割として、消火、水防活動、災害対策、予防、広報などを含め、様々な分野で業務を行っておられることに関しては感謝したいというふうに思っております。突然、重篤な傷病者や、救急搬送が必要な傷病者を病院などの医療機関に迅速に搬送するのが救急車の役割でもあり、そのような中で、救命救急処置による処置の対象となる患者が心肺停止状態で心肺蘇生や心肺停止した人の命を救うAEDの救急救命処置が行えるようになってからは、傷病者の救命率は飛躍的に向上しているというふうにも言われております。

答弁でもありましたように、消防署や日本赤十

字社においては、その自治体に住む住民を対象とした救命救急講習会を行っておられます。特に、佐賀中部広域連合消防局内では毎月4回、住民に対する応急手当普及啓発活動を行っておられ、普通救命講習1、3時間コースの実施状況を件数で申し上げますと、これも消防局から聞いたんですが、令和元年、72件の参加数63人、令和2年、4件の67人、令和3年、53件の697人、令和4年、53件の694人、令和5年は60件の870人というように、年々増加をして向上しております。地域住民の応急手当や救命に関する高まりの結果だというふうに思っております。今後ともAED使用率向上のため御尽力していただくことを期待して、AEDに関する質問を終わります。

続きまして、地域密着型サービスの再質問をしたいと思いますというふうに思います。

地域密着型サービスは、一般的な介護サービスに比べると小規模の施設が多く、小規模の施設はスタッフが変わらないメリットがあり、いつも顔なじみのスタッフに介護をしてもらい、介護を受ける人も家族も安心であるというふうな結果が出ております。特に高齢者のお宅に通う方法で、家族の同居でも家族の安心や休息を得るためのサービス内容があるのに、利用があっていません。利用実績があっていないのに指定事業者があるために、利用に備えて予算を計上しているというふうな答弁もありました。なぜ利用がないのか、その理由を考えていかないと、この事業者があるだけでは有効利用が生かされないというふうに思います。

ましてや、夜間対応型訪問介護事業は、利用者がいなくても、いつサービスの依頼ができるかもしれない状況があっても、職員は配置しておかなければなりません。

事業者は、利用者がいなければ採算が取れないというふうに思うんですが、そこら辺はどういうふうなお考えなんですか。

#### ○認定審査課長兼給付課長（金子健一）

本広域連合の管内では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定事業者が夜間対応型訪問介護の指定も受け、夜間のみのサービスを提供してお

ります。

夜間対応型訪問介護は、夜間専用で訪問介護を行うものです。

一方、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、24時間体制で訪問介護と訪問看護のサービスを行うものとなっております。

利用者にとっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のほうが利用しやすいために実績が増加し、夜間対応型訪問介護の実績がない状況にあると考えております。

このようなことから、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が指定事業者の収益のベースになっているのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

#### ○野副芳昭議員

今の答弁においては、24時間対応の分と夜間対応型のところと同じ事業者がおられるというふうなことで、その職員の方に関しては、別に不安を感じることはないというふうなことで、どちらか利用できることに関しては一緒ですよというふうな形の答弁だというふうに思います。

ただ、やはり先ほども言いましたように、夜間対応型は、24時間というよりも寝返りとかおむつ交換とか、そういうようなところで一番大切なところだと思うんですね。そこら辺をもうちょっと、何で利用ができないのかというところを突き詰めていかんと、このゼロがある、事業者があるから予算を立てるというふうなことだけでは、やっぱり今後のこのサービスの向上にはつながらないんじゃないかなというふうに私は思うんですね。だから、そこら辺をもっとケアマネジャーとか、課内でももう少し検討をされながら、これをどうしようかというふうな検討も今後はされていく必要があるというふうに思います。

介護保険というのは、事業者があつての介護保険という観点も踏まえていただきたいというふうに思うんですね。夜間対応型訪問介護の在り方も重要なサービスでありますので、今言いましたように、今後の課題としてしっかり捉えていってもらいたいというふうに思います。

それと、夜間対応型訪問介護の利用実績がない

ことに関連があるかどうかは、ちょっと私も分かりませんが、この介護保険べんり帳なんですけれども、この中で、夜間対応型訪問介護の目的が掲載されております。内容は、夜間でも安心して在宅生活を送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護サービスですと、説明されているのはそれだけです。このこと自体が間違っているとは言いませんけれども、もう少し介護される方、高齢者の方にも分かりやすく、親切に書かれたほうがいいんじゃないかなというふうに思いました。

登壇でも述べましたけれども、夜間におむつ交換が必要な方、寝返り介助が必要な方や、家族が介護する場合でもサービスが受けられます、家族の負担軽減にも利用ができます、また、老々介護で体力面の心配があるときにも向いていますよとか、具体的に書かれたほうが、このサービス内容がもっと分かりやすくなるんじゃないかなというふうに私は思いましたので、ぜひこの件も検討していただきたいというふうに思います。

次に、看護小規模多機能型居宅介護について質問します。

小規模多機能型居宅介護は、看護がついていない普通の小規模多機能型居宅介護ですけれども、自宅で過ごす人のためのサービスであるというようなことは認識されてあるというふうに思います。

サービス内容は、通所、泊まり、訪問と3つに分けられていますが、それぞれ同じ施設を利用しながら介護が必要になっても自宅で支援するサービスということで、例えば、ほかの場所に移りたくない、施設に入所したくない人に向いているというふうに言われています。自宅で過ごすことを希望しても、日々の状況により必要な介護サービスは異なってまいります。認知症状が一時的に悪化したときや、家族の休息が必要なときは、短期入所で対応が可能になります。

このようなサービスに、登壇でも申し上げましたように、医療行為の看護が必要な人のために、看護小規模多機能型居宅介護があるというふうに思います。

看護小規模多機能型居宅介護の訪問介護サービ

スにおける介護保険とかかりつけ医の病院が在宅医療の一環として訪問診察や訪問看護を行っている医療機関との関わりは、どういう切り分けになっているのか、お尋ねいたします。

○認定審査課長兼給付課長(金子健一)

介護保険と医療保険は、同様のサービスを二重に受けることができないということになっており、介護保険の認定を受けている方については、医療保険のサービスよりも介護保険のサービスを優先して利用するよう国が定めております。

ただし、介護保険の認定を受け、看護小規模多機能型居宅介護を利用されている方でも例外といたしまして、末期がん等、厚生労働省が定めた20種類の疾病などの方、医師が医療保険での訪問看護の利用を認めた方、医療保険の精神科訪問看護を受けておられる方に限りましては、医療保険の訪問介護サービスを受けることができます。

以上でございます。

○野副芳昭議員

医療と介護の区分けというようなことは理解できました。

最後になりますが、今後の在宅生活を支えるサービスとして、地域密着型サービスの整備について、広域連合の考え方を伺いたいというふうに思います。

○認定審査課長兼給付課長(金子健一)

お答えいたします。

令和6年度から第9期介護保険事業計画期間中におきましても、中・重度の要介護者の在宅生活を支えるため、圏域全体の調整を図りながら定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの整備を進め、さらなる普及に努めてまいります。

以上でございます。

○野副芳昭議員

この介護という仕事は、今社会的にも問題になっておる人手不足という問題が出てくるというふうに思うんですね。この看護小規模多機能型居宅介護については、利用率も上がっています。それに伴って、人手不足というふうなことも今後は

考えていかななくてはならない問題が出てくるというふうに思います。

この人手不足のために、やはり法律が決めていることに法を犯すような事業所も出てくる可能性もあるわけですね。人手不足のためにですね。そこら辺がないようなことをしっかり指導していただきながら、利用者も事業者も両方が安心してこの地域密着型のサービスを利用できるような方法、体制を取ってってもらいたいというふうに思います。

事業者がなければ、利用者はそのサービスを受けることができなくなりますので、そこら辺を含めてしっかり連携してってもらいたいというふうに思います。事業所にも注意をするだけじゃなくて、方法等、いろんなことで考えていてもらいながら行っていただきたいというふうに思います。

最後になりますが、先ほど課長のほうからも言われましたけれども、佐賀中部広域連合における第9期の事業計画の中で述べておられます。この冊子の中で、これもしっかり読ませていただきました。在宅を支えるサービスの整備についてという見出しです。地域密着型サービスの利用について、重度の要介護者や医療ニーズの高い中度の要介護者の在宅生活などを支援するため、高齢者の日常生活全般を毎日、複数回の柔軟なサービス適用により支えることが可能なサービスのさらなる普及を推進しますということですね。

それと同時に、また、佐賀中部広域連合では、地域資源を十分に活用しながら、佐賀中部広域連合の圏域全体で高齢者の生活を支えるため、地域密着型サービスについては、圏域全体の調整を図り、日常生活圏域を越えて利用できることをする。さらに、事業所指定についても、地域密着型サービスの日常生活圏を越えた利用を可能とするため、基盤整備については圏域全体の調整を図り、事業者については、公平・公正を期するために広く募集を行うことを原則として指定を行うとうたっています。ぜひともこの文言に沿って着実に実行していただくことを期待して質問を終わります。

◇議長(重松徹議員)

ここでしばらく休憩します。会議は11時25分に再開します。

午前11時18分 休憩

午前11時26分 再開

◇議長(重松徹議員)

休憩前に続き会議を開きます。

広域連合一般に対する質問を続けます。

○諸泉定次議員

小城市の諸泉定次であります。私も元旦に起こった能登半島地震で亡くなられた方にお悔やみと被害に遭われた方の一刻も早い復旧・復興を願うばかりであります。

それでは早速、質問を行います。

まず初めは、高齢者虐待防止についてであります。

この法律が施行されて18年が経過しています。これまで改善されてきたとはいえ、いまだに高齢者虐待はなかなかなくなりません。高齢者虐待は5種類に分類され、1つは身体的虐待、2つ目に介護・世話の放棄・放任、ネグレクトですね。それから3つ目に心理的虐待、4つ目に性的虐待、5つ目に経済的虐待となっており、主体的には市町が対応を行います。また、高齢者虐待は、状況の深刻度によって、緊急事態、要介入、要見守り支援との3つのレベルに分かれています。こうした状況で広域連合として高齢者虐待にどのような対応を行っているのか、また全体の件数はどうなっているのかをお聞きします。

次に、介護職員の人材確保についてお聞きいたします。

介護現場は深刻な人手不足で、2024年度から3年間の介護報酬の改定では、職員の賃金底上げを重点課題としたのが特徴となっています。これまで介護職員の平均賃金は全産業平均より約7万円低いとされています。今回の処遇改善については、令和6年度介護報酬改定において、全体の1.59%を増額するうち、わずかですけれども、0.98%を介護職員の賃上げに充てることとされました。本当にわずかな賃上げということでありまして、広

域連合として介護職員等の賃上げが図られ、それがどのようにされたのか確認を行うのか、お聞きをいたします。

次に、能登半島地震を受けて介護施設の避難訓練はどうされているのか。

これも主体は市町が対応ということになっておりますが、広域連合として避難訓練の状況を把握できているのか、お聞きします。

以上、介護関連の総括質問とし、後は一問一答でさらに質問をいたします。

次に、消防関係で、火災時に消火に駆けつけるとき、消防車は現在年々大型化しています。管内どの市町にも戦災に遭わず、狭い道路と言われる狭隘道路や住宅密集地での狭い道路の箇所があちこちに見かけられます。火災出動で現場付近の道路が狭隘の場合、どのような対策を取っておられるのか、お聞きします。

次に、消防局管内の幼少年消防クラブについてお聞きします。

このクラブは、幼稚園生や小学生を対象に、幼少年期の防火意識と火災予防の啓発を目的として発足していますが、現状はどうなっているのか。少子高齢化社会で消防団加入促進もままならない中で、非常に大きな役割を持っていると思われるのですが、どのなっているのか、お聞きをいたします。

次に、コンプライアンスの研修についてお聞きします。

過日、自衛隊におけるセクハラが大きく報道をされました。また、パワハラについてもなかなかなくなりません。ましてや住民の生命、財産を守る消防隊員のコンプライアンス、つまり法令遵守は言うまでもありません。つい最近も大町町役場の課長の飲酒運転が報道されていましたが、情けないというか、たった1人のために全体が信用失墜となります。

こうしたことから、広域消防局では各種ハラスメントの対応とコンプライアンスの研修がどのようにされているのかをお聞きし、消防関係の総括質問とします。

後は一問一答でさらにお聞きをいたします。

○認定審査課長兼給付課長(金子健一)

初めに、高齢者虐待が発生した場合の本広域連合における対応についてお答えいたします。

高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、いわゆる高齢者虐待防止法におきましては、高齢者虐待とは、高齢者の家族等の養護者による虐待及び要介護施設従事者等による虐待と定義されております。この法律では、虐待への対応は、基本的に構成市町が行うようになっておりますが、本広域連合のような介護保険者の対応も定められております。

まず、養護者による虐待の場合につきましては、市町が地域包括支援センターの職員に立入調査をさせることができるようになってきていること。市町が介護保険者などの関係機関との連携協力体制を取るなどが定められております。こちらは主に市町が中心となって対応することになっており、虐待による養護者との分離措置等も市町が行っております。

この養護者による虐待の件数は、令和3年度が17件、令和4年度が10件となっております。

次に、要介護施設従事者等による虐待の場合につきまして、介護保険法に基づき運営指導や監査等の権限を適切に行行使することとなり、介護保険者等の対応が定められております。よって、本広域連合は、主に要介護施設従事者等による虐待への対応を行っており、市町と情報共有をしながら、必要に応じて合同で介護施設等に立ち入り、運営指導や監査を実施しております。

この要介護施設従事者等による虐待の件数は、令和3年度が13件、令和4年度が7件となっております。

次に、2つ目の介護職員に対する処遇改善加算を確認する仕組みについてお答えいたします。

本広域連合が指定した介護サービス事業所等を運営する法人において、介護職員等に対して処遇改善を行う場合には、年度当初の4月頃に処遇改善の計画書を提出していただきます。また、翌年の7月頃に、その実績報告書を提出していただくことで、処遇改善の状況を確認しております。この計画書や報告書では、職員個人の具体的な処遇改善の状況までは把握できませんが、事業所に対

して運営指導を行う際に、必要に応じて職員の給与明細等を確認しております。

次に、3つ目の介護施設の災害に対する避難訓練実施状況の把握についてお答えいたします。

介護施設におきましては、介護保険法等の関係法令において、防災に関する計画として、非常災害対策計画の作成や計画に基づき避難訓練を実施することが義務づけられております。このことから、介護施設への集団指導の際に、計画の作成と避難訓練の実施が義務づけられていることを周知しております。また、介護施設に対して行う運営指導では、計画の作成状況や避難訓練の実施状況を確認しております。

以上でございます。

#### ○消防副局長兼警防課長（實松孝明）

火災発生場所までの道路が狭い場合、消防車両の進入が困難となります。この対策といたしましては、消防署員による管内の地理調査と運転技術の向上を目指した運転訓練の実施による対策を取っています。

まず、地理調査につきましては、各消防署において、年度初めに管内で消防車両が通行できない道をできる限り把握するために、実際に職員が現場に赴き、道幅の狭い道路を調査しています。調査後は、指令センターの地図データに消防車両が通行できない場所を入力していますので、出勤時に消防車両専用のナビゲーションシステムに送られてくる現場までの順路を示した地図で通行できない場所が確認できます。

また、狭い道路や住宅が密集している地域に加え、水利が不便な地域においては、火災発生時に迅速で効果的な消防活動ができるよう事前に消防活動の計画を策定するといった対策を取っています。

次に、運転訓練ですが、各消防署の敷地内に模擬的な訓練コースを設置し、そこを走行したり自動車学校を借用した訓練を実施したりしています。

また、運転技術だけではなく、同乗者による車両誘導の訓練も随時行っています。

以上でございます。

#### ○予防課長（谷口英也）

私のほうからは幼少年消防クラブについてお答えします。

幼少年消防クラブは、昭和25年、当時の国家消防庁、現総務省消防庁の通知によって全国的にスタートしております。幼少年期における防火意識の高揚と火災予防の啓発を目的に始まっており、その後の消防活動の発展とともに、現在では火災だけではなく、防災全体に関わりを持つものとなっております。

総務省消防庁では、幼年消防クラブについて、主に9歳以下の児童を対象としたクラブ、また少年消防クラブについては、10歳以上18歳以下の少年少女を対象としたクラブであることとなっております。

本局では、幼稚園、保育園で構成されたクラブを幼年消防クラブ、また小学校、地域子供クラブ、少年スポーツ団体に構成されたクラブを少年消防クラブとしております。

令和5年4月1日現在、幼年消防クラブが76クラブ、4,607人。少年消防クラブが4クラブ、189人となっております。

以上でございます。

#### ○消防副局長兼総務課長（柿内信一郎）

私からは、初めに消防局におけるコンプライアンスの研修についてお答えします。

本局では、佐賀広域消防局人材育成計画に基づく職員研修計画により、コンプライアンスだけでなく、メンタルヘルスやマネジメントなど、階級や役職に応じた研修を毎年7回程度実施しております。令和5年度は、現時点において6回の研修が終了し、残り1回の研修を今月末に実施する予定であり、全ての研修の受講者数は延べ495人を予定しております。

次に、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの各種ハラスメントへの対応についてお答えします。

先ほど説明させていただきました各種研修におきましても、ハラスメントに関連する部分が多くございますので、講師等、研修内容を決める際には、可能な限りハラスメントに関連性を持たせた内容とすることを心がけているところであります。

また、研修以外におきましても、ハラスメント防止については、消防局長が就任時に佐賀広域消防局ハラスメント防止宣言を行い、意思の明確化を行うとともに、職員への周知徹底を図っているところであります。

この防止宣言は、管理監督職員はもとより、職員全員がハラスメントへの意識の向上及び防止に向けて取り組み、風通しのよい働きやすい職場、環境づくりに努めることとしております。

さらに、年2回のハラスメント撲滅推進会議を開催しているほか、ハラスメントに対する通報相談窓口の設置に加え、本局が委託契約しているオンラインカウンセリングの窓口を紹介するなど、ハラスメント撲滅に向け積極的に取り組んでおります。

以上でございます。

**○諸泉定次議員**

それでは、質問をさせていただきます。

まず、介護のほうですが、要介護施設で従事者等による虐待が発生した際は、広域連合として市町との連携による対応と、さらに実績はどうなっているのか、質問をいたします。

**○認定審査課長兼給付課長(金子健一)**

市町との連携により、要介護施設従事者等による虐待が発生した際の対応件数の実績でございますが、令和3年度はゼロ件、令和4年度に4件の案件について対応しております。

以上でございます。

**○諸泉定次議員**

そこで、令和3年度ゼロ件、令和4年度に4件ということでありまして、このように市町と連携による対応した案件で、どのような事例があったのか、質問をいたします。

**○認定審査課長兼給付課長(金子健一)**

具体的な事例でございますが、まず、虐待の状況といたしまして、車椅子に座った際に、正当な理由がなく拘束帯を装着されるなどの身体的虐待、あと夜勤中のケアが適切になされていないなどのネグレクトなどがございます。

これらの虐待が発生した要因といたしましては、施設職員に身体的拘束の行為が虐待に該当すると

いう認識が不足していたことや、ほかの職員が不適切なケアを確認しても、施設内における相談対応の体制が整備されていなかったことなどが上げられます。

以上でございます。

**○諸泉定次議員**

そこで、介護保険施設で虐待の疑いが生じた場合、広域連合ではどのような指導、助言を行っているのか、お聞きいたします。

**○認定審査課長兼給付課長(金子健一)**

本広域連合が指定した介護保険施設等において虐待の疑いが発生した場合でございますが、市町と本広域連合との間で情報を共有しながら随時連携して対応することになります。この場合、本広域連合といたしましては、介護保険施設等に対して、虐待が疑われる内容や状況に応じて運営指導や監査を実施いたします。その結果、問題があった場合には、介護保険施設等に対して改善に向けた指導や助言を行ってまいります。

以上でございます。

**○諸泉定次議員**

そこで、私は非常に問題意識持っているのは、過去、指導や助言を行った施設で、その後の指導はどうしているのかという問題意識なんです。つまり過去に指導をしたけれども、この法律が制定されて18年たっていますけれども、またぞろ起こすのであれば、何らかの指導などを行ったのかということになります。そういうことから、再発防止のためのフォローアップ、一度指導助言をしたところはもう二度と起こさないというようなフォローアップをどのように行っているのか、質問いたします。

**○認定審査課長兼給付課長(金子健一)**

虐待のあった介護保険施設等に対する再発防止策としまして、通常、運営指導は6年に1回行うこととしておりますが、次回の運営指導を早期に実施することとしております。その際、虐待発生時の問題点の改善を含め、人員の基準や運営基準で満たされているか、適正なケアを提供しているかなどを確認しております。

また、令和6年度から介護保険施設等には、虐

待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催や指針の整備などが義務づけられますので、これらの整備や実施状況も確認してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○諸泉定次議員**

ぜひそこら辺は強化していただきたいと思えます。

そこで、総括質問の中でもお聞きしましたけれども、今回、介護職員の処遇改善、0.98%の僅かな賃上げが出されているわけですが、さて、これ上がったところで格差はなかなか解消しないということは分かっているんですが、しかしながら、何としまってもやっぱり処遇改善しないと人材確保はできないというのははっきりしているわけでありまして、介護職員からの処遇改善における相談窓口、こういうところについては、どのように広域連合として対応されているのか、質問をいたします。

**○認定審査課長兼給付課長（金子健一）**

介護サービス事業所等に従事する介護職員から本広域連合へ相談があった場合の対応でございますが、まずは相談内容を詳細に聞き取って状況を確認いたします。相談内容が対象の介護職員へ配分していないなど、処遇改善加算の条件に合わない場合には、その事業所に対して、帳簿、書類等の状況確認などの運営指導を行っております。

また、賃金未払いの可能性があれば、労働基準監督署に案内することとなります。

以上でございます。

**○諸泉定次議員**

ぜひそういう相談窓口というのですか、しっかりしていただかないと、もう本当に人材が確保できない、離職される方が今でもなかなか後を絶たない。もともと賃金が安い、きついという職場環境ですので、ぜひお願いしたいと思えます。

そこで、総括の中でもお尋ねしましたけれども、能登半島の地震を含めて、介護施設に対して広域連合として、災害時の避難マニュアルなどの整備はちゃんとされているのか、指導をされているのか、その点について質問をいたします。

**○認定審査課長兼給付課長（金子健一）**

介護施設におきましては、災害時における避難場所や避難経路、避難方法などを定めた避難マニュアルである非常災害対策計画を整備することが義務づけられております。そのため介護施設を対象にした集団指導において、計画の作成を周知しております。

また、本広域連合においては、介護施設に対する運営指導において、計画の整備状況を確認しており、未整備の場合には整備するように指導しております。

以上でございます。

**○諸泉定次議員**

広域連合としても市町と連携しながら、総括で質問した内容については、ぜひ指導体制を強化していただきたいということでお願いします。

以上で介護に対する質問、一問一答を終わらせていただきます。

次に、消防での一問一答に移ります。

まず、総括で質問しましたように、現場で消防車が進入できない地域での火災について、どのような活動をされるのか、質問をいたします。

**○消防副局長兼警防課長（實松孝明）**

迂回ができず進入もできない場合は、可能な限り現場に近い場所に消防車を停車させ消火活動を開始します。その場所からホースを延長し、隊員が空気呼吸器などの必要なものを持って火災現場へ向かい、消火活動に当たります。

以上でございます。

**○諸泉定次議員**

そこで、車両が進入できない現場で火災等が起こったというときに、先ほど言われたように、ホースの延長等で対応されるということですが、早期の状況把握にドローンが有効であるというふうに思うんですが、火災時のドローンの活用はあるのかなのか、質問をいたします。

**○消防副局長兼警防課長（實松孝明）**

消防車両が進入できない場所での火災については、それまでの地理調査や地図データなどによって道路状況はある程度把握できていますので、火災初期において、ドローンはあまり活用はしてお

りません。しかし、例えば、林野火災など、車両停車位置から火災現場まで相当な距離がある場合や火災が広範囲に及ぶ場合は、初動時であっても状況把握にドローンを活用する場合があります。

また、地震や土砂崩れなどで通行できなくなっている場合、現場や早急に周囲の状況を確認する必要がある際には、ドローンの活用は大変有効であります。

以上でございます。

#### ○諸泉定次議員

火災時は、消防車両が最低2台、3台ですかね、出勤されますけれども、こういう道が狭い狭隘な道路もあるというときには、ナビであらかじめ分かっているとはいえ、消防車両、今非常に大型化、高度化されていますけれども、コンパクトな消防車両もあってもいいんじゃないか。そのほうも有効活用できるんじゃないかと思うんですが、今後、車両の小型化という考えはないのかどうか、質問いたします。

#### ○消防副局長兼警防課長(實松孝明)

消防車両をより小型化できれば、狭い道路に進入できるだけでなく、運転に関しても大型のものより容易になり、安全運行にもつながるため、消防車はできるだけ小型化することが理想であると考えております。これまで導入した車両についても、できる限り小型化に努めてきたところではあります。消防車両には隊員を乗せ、各種資機材も積載する必要があるため、小型化はなかなかできていないのが現状です。

今後は、消防車両の小型化を図れるように、これまで消防車両に積載していた各種資機材の内容と積載方法の見直しを図るなどの検討をしていきます。

以上でございます。

#### ○諸泉定次議員

ぜひそういう部分も検討をお願いしたいと思っております。

次に、幼少年消防クラブについて一問一答を行います。

総括答弁の中で幼稚園や保育園などの幼年クラブ4,600人程度、それから10歳から18歳までの少

年消防クラブが189人ということですが、これは非常に広域連合の管内の規模からいうと、少ないなというのが正直なところですが、この幼少年消防クラブについての活動内容はこういったものか、質問をいたします。

#### ○予防課長(谷口英也)

活動内容につきましては、各消防署で開催する行事や各市町のイベントに参加していただき、火災予防の啓発活動を行っていただいております。その一部を御紹介しますと、大和町防火のつどいにおいて、幼年消防クラブ員の皆さんがミニ消防自動車を使ったミニポンプ操法を実施しており、多くの方の関心を集めております。また、住宅用火災警報器の設置、維持管理の広報活動を大型商業施設で行っていただきました。

次に、少年消防クラブでは、佐賀県消防学校で開催されている少年消防クラブ員防災研修に参加してもらっております。また、佐賀広域消防局防災学習広場や防災に関する施設を視察し、火災及び防災に関する知識を深めていただいております。

そのほか、神崎市などが主催されている吉野ヶ里ロードレースでは、少年消防クラブ員に火災予防のビブスを着用して参加していただいております。

以上でございます。

#### ○諸泉定次議員

この質問のときにヒアリングで聞きましたけれども、幼年消防クラブ、幼稚園、保育園など76クラブで4,600人ですね。それから少年消防クラブ、10歳から18歳までは4クラブの189人ということでありました。これからいけば、佐賀広域管内で幼稚園、保育園の数は幾らあるか。とても76ぐらいの話じゃないです。また、小学校だけでも4クラブ、189人と、いかに少ないかということでもあります。私がそれを問題視しているのは、子供たちがこの目的であったように、防火意識、火災予防の啓発を目的として子供たちにこういう活動をしていただいているということでもありますけれども、そこからいうと極めて少ないというのが正直なところでもあります。

そこで、この子供たちが活動のとき、何かわく

わくするような格好いいと思われるような服装とか、そういうものを貸与しているのかどうか。そういう子供たちが格好いい、わくわくするなというものがないと、幼少年消防クラブは発展しないのではないかとおもわれますが、どのようなものを用意しているのか、質問いたします。

○予防課長(谷口英也)

火災予防などの行事に参加していただくときに、幼年消防クラブには防火はっぴを貸与しております。また、少年消防クラブには火災予防のピブスを貸与したり少年消防クラブ員手帳を配布したりしております。

以上でございます。

○諸泉定次議員

努力されていることは一定理解はしますが、やっぱり子供たちである以上は、格好いいとか、わくわくするということところがないと、なかなかスポーツもそうですけれども、格好から入っていくということもありますので、検討していただきたいと思いますが、そういうことで予算関係がどうなっているのか、質問をいたします。

○予防課長(谷口英也)

令和5年度、幼少年消防クラブに係る予算は約137万円となります。主な内容としましては、各種行事及びイベントに参加していただいたクラブへの謝金や防災啓発の記念品を配布しております。

以上でございます。

○諸泉定次議員

137万円ですか、予防課で頑張ってください、予算をもう少し増額してもらうように、そして子供たちがどういうものが格好いいとか入りたいなと思われるようなものを聞いて、少しは局内で検討していただいて、さらに幼少年消防クラブが発展するように努力していただきたいというふうに期待をいたします。

次に、最後の部分で消防局のコンプライアンスについて質問をいたします。

本当にこの消防局の隊員の皆さんというのは、使命感が強くて、住民の生命、財産を守ることによって一生懸命頑張っておられます。ただ、行政組織もそうなんです、一人でもこの法令遵守を

守らない職員がいると、全体の信用がなくなってしまうという、期待がある反面、裏切られたときの信用失墜というのは大きいです。そういう意味から、コンプライアンスの徹底に向けた取組ということについて、再度質問をいたします。

○消防副局長兼総務課長(柿内信一郎)

コンプライアンスの徹底に向けた取組についてお答えいたします。

消防職員は公務員であることから、全体の奉仕者としての自覚の下にコンプライアンスを意識する必要があります。先ほどお答えしました研修以外に様々な機会を捉え、職員に対して文書によるコンプライアンスの周知、徹底を図っているほか、所属長や上司による直接的な指導を行っております。今後も引き続き消防局全体としてコンプライアンスの徹底に努めてまいります。

以上でございます。

○諸泉定次議員

最後になりますけれども、やっぱり今でもそうなんですが、市民から信頼されている消防局であります。それだけにそういう法令遵守をきっちり認識して対応される。また、世代間の認識の若干の差というのもあるんじゃないかなというふうに思いますし、あまり言いたくないんですけども、今の国会なんか聞いていると、これでちょっとあまりにもお粗末過ぎて、こういうのが蔓延したらとんでもない社会になってしまいますので、ぜひ市民から信頼され、頼りにされる消防局を目指していただくことを大いに期待して、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◇議長(重松徹議員)

皆様に御報告いたしますけれども、12時を過ぎておりますが、広域連合一般に対する質問を続けたいと思います。

○山下明子議員

佐賀市の山下明子です。最後の一人となりました。昼休み抜きでございますが、よろしく願いいたします。

まず、通告しております2つのテーマで質問いたしますが、まず、災害時の広域連合の体制についてということですが、

能登地震の発生で、これまでも阪神大震災、東日本大震災、熊本地震と、大きな災害が続いていて、災害対応に関しては試行錯誤を繰り返しながらも、様々な取組が進められてきたにもかかわらず、災害の地域的な条件、ありようによって、いろいろな課題に直面しているのが現実と言えます。その中で、行政機能がストップしてしまう事態も今回の能登地震の中でも見受けられました。これまでの広域連合議会における災害対応の問題は、広域消防の分野でやり取りをしてきましたけれども、行政面での対応について、改めていただきたいと考えました。

そこでまず、大規模な災害が発生した場合に、佐賀中部広域連合として、どのような体制でどのように対応するのか。また、構成市町のような防災計画やBCP事業継続計画などは策定されているのか、お答えください。

次に、佐賀消防署西分署の立地場所の問題と今後の対応について伺います。

昨年秋、消防委員会の管内視察に委員外議員として同行させていただき、佐賀消防署西分署の状況を拝見しました。施設の老朽化による雨漏りや40年前の建設当時は周りは水田に囲まれていたけれども、今ではすぐそばに民家が迫っていたり、何より西部環状線との交差点近くにあるため、朝夕の渋滞時に消防や救急隊の出動がやりにくいのではないかと改めて懸念しております。広域消防局として、西分署の現状と課題をどのように認識されているのかをまず伺い、総括質問といたします。

#### ○総務課長兼業務課長（副島淳一）

佐賀中部広域連合事務局としての防災計画、業務継続計画BCP対応についてお答えいたします。

構成市町では、大規模災害に備えて、それぞれの地域防災計画を作成されていますが、本事務局につきましては、圏域内の介護保険制度の円滑な運営のための業務を行う組織であり、防災計画の策定を行う対象ではございません。BCPにつきましては、策定が義務づけられているものではありませんが、今年度末の策定に向けて、現在、検討を進めているところです。

このような状況ですので、体制、対応につきましては、分署化されたものではございませんが、大きな地震等が発生した場合は、事務局長を本部長とする災害対策本部を設置し、関係機関との連絡調整や職員の動員などの対応を行うことを想定しております。

本事務局の役割としましては、介護保険制度の運営ですので、まずは職員の参集、地域の状況の把握等を行い、介護サービスの継続のために優先度の高い業務から取り組んでいくことになると考えております。

以上でございます。

#### ○消防副局長兼総務課長（柿内信一郎）

佐賀消防署西分署の現状と課題についてお答えいたします。

佐賀消防署西分署につきましては、昭和58年、当時の佐賀市消防本部西分署として竣工し、運用を開始しております。その後、平成12年に佐賀広域消防局を発足し、現在の佐賀消防署西分署となっております。佐賀広域消防局では、平成31年4月に策定した公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点をもって施設の長寿命化や更新等を行っていくこととしております。

しかしながら、西分署の庁舎につきましては、竣工から40年以上が経過し、建物全体の老朽化が著しく、経常的な改修を必要としており、さらなる長寿命化を図ることが困難な状況となっております。竣工当時は、住宅も少なく、田畑が広がる地域でございましたが、今は周辺環境がさま変わりし、庁舎が面する道路では交通量も大変多くなり、朝夕の時間帯には車の列で渋滞が発生する状況でございます。

また、職員は24時間体制で勤務しておりますので、執務環境を充実させる必要がございます。建設当時とは求められる執務環境も変わっており、特に仮眠室につきましては、職員が仮眠を取るだけでなく、職員間の感染防止対策を含めた個室化への改修が必要となりますが、現在の建物では狭いため、改修が困難な状況でございます。

さらには、敷地も狭く、実践的な訓練を行うスペースがなく、住宅とも隣接しているため、大き

な声を出すような訓練も控えているのが現状であります。

以上が佐賀消防署西分署の現状と課題であります。

以上でございます。

**○山下明子議員**

それでは、災害時の広域連合の体制について一問一答をさせていただきます。

BCP業務継続計画については、今、検討中で、本年度中に策定をする予定だということで、絶妙なタイミングだったかなと今ちょっと思ったんですが、職員の参集のことが述べられました。もちろん災害時には構成市町でも災害対応を行われるわけで、派遣職員の方たちは広域にわたっておられますね。多久から吉野ヶ里までという大変広域なところからの勤務ということになるわけですが、そういう場合、連合と派遣元の市町との関係はどうなっていくのかということについて具体的に伺います。

**○総務課長兼業務課長(副島淳一)**

構成市町からの派遣職員と構成市町との関係についてお答えします。

大きな災害が発生した場合には、各市町はそれぞれの地域防災計画に基づいて対応されると思いますが、この災害対応職員につきましては、本事務局に派遣されている職員は含まれないことになっております。本事務局職員は、事務局の業務継続に尽力することが原則となりますが、構成市町からの派遣職員の動員について相談があれば、災害の状況や職員の参集状況に応じて調整することになると考えています。

構成市町との関係につきましては、以上でございます。

**○山下明子議員**

災害の規模だとか状況によっては派遣元の市町から相談があれば対応することもあると思うけれども、原則としては事務局に集中するということですね。

それで、介護事業所との関係についても伺いたいのですが、先ほど諸泉議員のほうから介護施設の避難訓練や避難計画のことも出されておりました。

この連合の目的というのは、介護保険の円滑な運営を進めることが最大の目的とおっしゃったわけで、当然それは認定とともに給付ということも出てくるでしょう。だから、認定調査委員会がちゃんと機能するかとか、サービス給付に関しては事業所の状況がどうなっているかということも、当然、連合としてつかむべき内容であるのではないかと思います。そういう点での介護事業所との関係については、どのように考えておられますでしょうか。

**○認定審査課長兼給付課長(金子健一)**

介護施設と事業所との関係についてお答えいたします。

介護施設と事業所においては、災害が発生した場合でも、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するという観点から、令和5年度末までにBCPの策定が義務づけられています。よって、本広域連合では事業所に対する運営指導や集団指導において、BCPの作成状況の確認や策定に向けた支援を行っております。

また、災害が発生した場合は、事業所は県の地域防災計画に基づき、県や市町に対して被災や避難状況といった報告等を行うこととなりますが、本広域連合としましては、県や市町との間で情報を共有し、連携して対応していきたいと考えております。

以上でございます。

**○山下明子議員**

事業所に対しては、もともと令和5年度末、つまり本年度末までにBCPの策定が義務づけられているということ、その策定の指導援助もされているという中なので、当然、指導する側としてもBCP持っておかなあかんよねということでの策定でもあるのかなと思いますが、そうなってくると、当然、業務継続という内容が連動してくると思いますので、より具体的にどんなことが起きたら、どうしなきゃいけないかというのは、本当になるべく具体的に書き上げていくといいですか、そういうことが必要なんだろうと思っておりますので、そこはぜひ検討の中で濃密に頑張っていたきたいなと思っております。

一方で、円滑な介護運営といった場合に、膨大なデータをお持ちだと思います。そのデータが能登の地震でもいろいろなことが長期の停電で動かなくなったというふうなことで、そういう行政面でのネックが出てきたというふうにもちょっと聞きますけれども、そうした点で、商工ビルの事務所の建物自体がどうなっているのかとの関係にもなるかと思いますが、データのバックアップ体制というのは、どのようになっているのでしょうか。

○総務課長兼業務課長（副島淳一）

本連合で運用している介護保険システムのデータにつきましては、月曜から金曜まで毎日磁器テープにバックアップを行い、1週間分のデータを1セットとして4セット保有しております。このバックアップデータは、外部の耐震性、耐火性の高い建物の専用保管庫で保管しており、万が一の災害に備えております。大規模災害により本広域連合内で保管しているデータが使用できなくなった場合には、そのバックアップデータを用いて復旧作業を行う予定です。

以上でございます。

○山下明子議員

ちょっともう一回確認ですが、4セット保管されているというのは、全部商工ビルの建物の中ということではなく、別のやり方ということですか、ちょっとその確認をもう一度。

○総務課長兼業務課長（副島淳一）

4セットあるうちの2セットを外部のより耐震性、耐火性の高い建物に保管しております。

以上です。

○山下明子議員

バックアップ体制は一応できているということでした。それで、BCP策定の最中ではあると思いますが、最初に言われた職員の参集体制ですとか、それから介護事業所の把握など、計画を立てても平時からの訓練を体験していないと、なかなか体がさっと動かないということもあり得ると思いますし、本当に突然のこと、地震などは本当に突然、1月1日の夕方の団らんの時期だったりするし、今起きるかもしれないという、そういうことですので、特に派遣職員の方も人事異動で替

わっていくこともありますので、今年度策定しても、策定した人は来年度はおられないなどということにもなるかもしれません。ですから、ある程度、毎年とかちゃんと時期を決めて訓練が必要なのではないかと思います。例えば、佐賀市で総合防災訓練をするときに、広域消防は広域消防として参加をしていただいたりしておりますが、そういうことのような感じです。要するに広域連合の事務方の部分でも連携した平時の訓練ということを、どういうことができるかということは考えなくてはいけないと思いますが、連絡体制であるとか事業所との関係だとか、それから参集の情報だとか、そういうことに関して訓練が必要だと思いますけれども、その点については検討されているのでしょうか。

○総務課長兼業務課長（副島淳一）

新聞報道等により、災害に際しては、平時の訓練の効果が認められているところがございますので、現在、策定中のBCPが実際の災害時に機能するように平時の訓練等の実施について検討してまいります。

以上でございます。

○山下明子議員

ぜひそういう方向で実現していきますように期待いたします。この点については結構です。

続いて、消防の西分署の件について伺います。

結構シビアな課題が述べられていたと思います。老朽化に伴ってということと同時に、これは本当に雨漏りしてしまったり、個室もできていないし、それをしようと思っても、なかなか大変ということも言われました。一番感じたのは、本当に交通渋滞の部分です。朝夕のラッシュのときに車線が3車線になっているから、私は西に行くほうも結構大変だとは思いますが、そこはゼブラ、駐停車禁止ということで標示されていますけれども、本当に3車線になると、ごちゃごちゃになって、なかなか左折ということも難しい。左折した後に西部バイパスを南下して向こうに行こうなどと思ったら、本当に行けないみたいなことになってしまうのではないかとこの交通渋滞による救急や消防の出動の影響はあつ

ていないのかどうか、伺います。

○消防副局長兼総務課長（柿内信一郎）

時間帯によって交通渋滞が発生しておりますので、緊急出動への影響を懸念はしているところではございますが、今のところ事故や現場到着に大きな遅れが出る事案は発生しておりません。

○山下明子議員

今のところ大きな遅れは生じていないということで、それはよかったねということでしなく、本当にそれがいつまでもそれでいいかどうかというのは課題だと思っています。

先ほども出ましたけれども、老朽化による雨漏りや仮眠室の個室化だとか、将来、女性消防職員の配置といったことも考えれば、今の状態ではとても難しいと思います。しかも、訓練自体も本当に一番大事な訓練のところ思い切った訓練ができにくいとなると、非常に西分署に配置された隊員の方たちはストレス抱えてしまうのではないかというふうに思いますし、消防の実働にも結局は影響してくる問題と言えらると思います。この辺での執務環境の改善ということ自体は急務だと思うんですが、そこはどう考えておられますか。

○消防副局長兼総務課長（柿内信一郎）

執務環境の改善が急務であることは認識しております。しかし、一方で移転となれば、丁寧に進めていく部分もございますので、スピード感を念頭に置きながら検討を進めていきたいと考えております。

○山下明子議員

要するに、現状と課題から見て、現地での建て替えは難しいというニュアンスは総括のときからおってはきましたけれども、そこら辺はもう今後の方向性としては、移転するしかないというふうに考えておられるということによろしいんですか。私はそうは思っておりますが。

○消防副局長兼総務課長（柿内信一郎）

現地での建て替えが難しいということは十分認識しております。課題解決のために移転を含めて、内部で検討を進めているところであります。

○山下明子議員

昨年、視察をされた消防委員会の皆さんも、ま

た私もそうなんですが、これは移転するしかないよというのが本当に一致した意見だったわけですよ。消防のほうも移転しないといけないんじゃないかと思うと思っておられるわけですよ。そうすると、結局、執務環境の改善は急がなくてはいけない、でも移転は丁寧にしないではいけないといったら、じゃ、どのタイミングでどうするんだろうかと。この検討するときというのは、さあ計画をしますよと決めてから、やわら動き出すというだけでは、本当遅くなっていくと思うんです。消防のほうも今後の方針だとか、いろいろ考えておられることがあるわけですから、その中に予算を入れていかなきゃいけないとなってくると、簡単ではないかもしれませんが、ただ、応急的な施設改善でいくのか、それとともにかく早く移転のために動くのかということの見極めというのがとても大事だと思うわけですね。その点では、ちょっとここは消防局長にそこら辺の見極めに関しては伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○消防局長（村上正）

この西分署の課題につきましては、抜本的な解決を図るためには、移転というものが効果的な方策であると考えております。ただ、それ以外にもいろいろと検討するものについては、多々あると思いますので、先ほど申し上げましたとおり、課題解決に向けた検討を今後も進めていきたいというふうに考えております。

○山下明子議員

すみません、局長、移転に関しては、要するに西分署の課題解決、抜本的にというのは、移転ということを行いながら、それ以外にも検討することがいろいろあるとおっしゃったんですが、それ以外というのは、移転以外に方法があるとお考えということでしょうか。

○消防局長（村上正）

最初から移転ありきという議論は今しておりません。それ以外にも方法があるかどうか、そういったところも含めて、現在、検討中でございます。

○山下明子議員

あそこの場所を見たら、しかも、もう今ずっと総括で課題がいろいろ出されましたよね、狭くて、訓練もなかなかできないと、大声を上げるような訓練も控えていますとか個室化ができないと。感染防止対策でも個室化が必要なのにできないとかですよ。現状、必要なことが狭くて、この場所での建て替えというのは困難だと言われている中で、移転以外に何の方法があるのかというのが、ちょっと不思議なんですけど、ほかに方法があるかもしれないと言われる中身って、すみません、ちょっとお聞かせくださいませんか。

○消防局長(村上正)

現在、内部で検討を進めているところでありまして、すけれども、執行部として、まだ方針決定に至っていないという状況にありますので、その点どうか御理解いただきたいと思います。

○山下明子議員

だから、方針決定に至っていないというのは分かりますが、もう急がないかんよねと、これもう40年たって大変ですよねということが見えているわけですから。しかも、もし移転するとしたら、どこがいいだろうかというリサーチなんかはしなきゃいけないわけですよ。早くリサーチしておかないと、さあ決めましょうということにもならないので、そのリサーチだけでも早く始めるというその気持ちはないと、本当進まない。決めてからリサーチでは全然駄目だと思いますが、そのところはどうか。

○消防局長(村上正)

議員おっしゃることは重々承知しております。先ほど副局長も答弁したように、スピード感も意識しながら思っておりますけれども、段階的にいろいろ整理していく必要もありますので、そういったところを今整理、検討しているところでありまして、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

○山下明子議員

まだ何にも——何にもと言いませんが、なかなか具体的に言える状況でないという状態だということは分かりましたが、本当それでは駄目だというふうに割と消防委員の方たちも思っていらっ

しゃるんじゃないかと思います。だから、連合長も今聞かれて、多分、西分署も行かれたと思いませんから、やっぱりそこら辺を見て、広域消防全体でいろいろな施設更新を控えている中で、この西分署の問題というのは大きな問題の一つだということで、きちっと位置づけながら、移転場所のリサーチなど早く進めていけるような対応をぜひ考えていただきたいし、そこは本当に消防局長としても、広域連合の中でがつんと頑張って主張していただきたいと思います。

もちろん、移転するときには周辺の方たちにいろいろの説明だとか何とかと、当然今までお世話になった地域との関係とかとあるかもしれない。それはそうなんですけど、今抱えている課題をどう解決するか、ちゃんとした消防の活動をするために、どうあるべきかということをぜひ考えて、早く腰を上げていただきたいと思いますが、そこ最後お願いいたします。

○消防局長(村上正)

繰り返しになりますけれども、スピード感は常に意識しております。今、議員おっしゃるようなことも含めて、私、局長として、しっかり務めを果たしていきたいというふうに考えております。

○山下明子議員

それでは、そういう立場でぜひお願いしたいし、連合長も今ずっとお聞きになっていましたから、そこはぜひ気持ちをそこに寄り添っていただきませうようによろしくお願いいたしますして、質問を終わります。

◇議長(重松徹議員)

以上で広域連合一般に対する質問を終わります。

以上で本日の日程は終了しました。

次の会議は2月16日午前10時に開きます。

本日はこれで散会します。

午後0時34分 散会

〔当日配付資料〕

報告第1号
諸 報 告
○例月出納検査の報告について
令和5年8月16日から令和6年2月12日までに、監査委員より例月出納検査の結果について下記のとおり報告された。
その内容は、それぞれ議員各位にその（写）を送付したとおりである。
記
8月29日 例月出納検査結果報告について （一般会計・特別会計等の令和4年度6月分） （一般会計・特別会計等の令和5年度6月分）
9月28日 例月出納検査結果報告について （一般会計・特別会計等の令和5年度7月分）
10月25日 例月出納検査結果報告について （一般会計・特別会計等の令和5年度8月分）
11月27日 例月出納検査結果報告について （一般会計・特別会計等の令和5年度9月分）
12月26日 例月出納検査結果報告について （一般会計・特別会計等の令和5年度10月分）
1月29日 例月出納検査結果報告について （一般会計・特別会計等の令和5年度11月分）

第10号議案	佐賀中部広域連合介護保険及び障がい支援区分認定審査会条例の一部を改正する条例
第12号議案	佐賀中部広域連合手数料条例の一部を改正する条例
第14号議案	佐賀中部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○消防委員会

議案番号	件 名
第5号議案	令和6年度佐賀中部広域連合消防特別会計予算
第8号議案	令和5年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第3号）
第11号議案	佐賀中部広域連合職員定数条例の一部を改正する条例
第13号議案	佐賀中部広域連合手数料条例の一部を改正する条例

委員会付託区分表

○介護・広域委員会

議案番号	件 名
第3号議案	令和6年度佐賀中部広域連合一般会計予算
第4号議案	令和6年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算
第6号議案	令和5年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第2号）
第7号議案	令和5年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）
第9号議案	佐賀中部広域連合特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

令和 6 年 2 月 16 日

令和6年2月16日（金）

午前10時00分～午前10時06分

出席状況

議席番号・議員氏名	①	②	③	議席番号・議員氏名	①	②	③
1. 中島 慶子	○	-	-	11. 江原 新子	○	-	-
2. 古賀 公彦	○			12. 富永 明美	○		
3. 堤 克彦	○			13. 山田 誠一郎	○		
4. 諸泉 定次	○			14. 川副 龍之介	○		
5. 野副 芳昭	○			15. 重松 徹	○		
6. 白石 昌利	○			16. 堤 正之	○		
7. 古川 輝英	○			17. 福井 章司	○		
8. 筒井 佐千生	○			18. 川原田 裕明	○		
9. 中島 妙子	○			19. 黒田 利人	○		
10. 稲葉 嵩広	○			20. 山下 明子	○		

【凡例】 会議時間：①10:00～10:06 ○：出席 欠：欠席

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	坂井 英隆	副広域連合長	江里口 秀次
副広域連合長	伊東 健吾	副広域連合長	池田 一善
広域連合理事	荒瀬 弘之	会計管理者	森 留美子
事務局長	宮崎 直樹	消防局長	村上 正
総務課長兼業務課長	副島 淳一	消防副局長兼総務課長	柿内 信一郎
消防副局長兼警防課長	實松 孝明	認定審査課長兼給付課長	金子 健一
予防課長	谷口 英也	情報指令課長	砥川 勇人
佐賀消防署長	川副 国博		

会議に出席した議会事務局職員

議会事務局長	出見 秀人	議会事務局参事	副島 淳一
議会事務局副局長	西村 侯二	議会事務局書記	宮崎 弘充
議会事務局書記	勝見 伸太郎	議会事務局書記	倉谷 裕

## 本日の案件

- 以下の議案に対する委員長報告、委員長報告の省略、報告に対する質疑、討論、採決
  - 第3号議案 令和6年度佐賀中部広域連合一般会計予算
  - 第4号議案 令和6年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算
  - 第5号議案 令和6年度佐賀中部広域連合消防特別会計予算
  - 第6号議案 令和5年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第2号）
  - 第7号議案 令和5年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）
  - 第8号議案 令和5年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第3号）
  - 第9号議案 佐賀中部広域連合特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
  - 第10号議案 佐賀中部広域連合介護保険及び障がい支援区分認定審査会条例の一部を改正する条例
  - 第11号議案 佐賀中部広域連合職員定数条例の一部を改正する条例
  - 第12号議案 佐賀中部広域連合手数料条例の一部を改正する条例
  - 第13号議案 佐賀中部広域連合手数料条例の一部を改正する条例
  - 第14号議案 佐賀中部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議決事件の字句及び数字等の整理
- 会議録署名議員の指名（筒井佐千生議員、堤正之議員）
- 閉会

● 開 議

◇議長(重松徹議員)

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

● 委員長報告

◇議長(重松徹議員)

日程により、第3号から第14号、以上の議案を一括して議題とします。

議案を付託した常任委員会からそれぞれお手元のとおり審査報告書が提出されていますので、委員長の口頭での報告を求めます。〔委員会審査報告所(39ページ掲載)〕

○諸泉定次介護・広域委員長

それでは、介護・広域委員会の委員長報告を行わせていただきます。

介護・広域委員会に付託された議案の主な審査内容について、補足して御報告申し上げます。

第10号議案 佐賀中部広域連合介護保険及び障がい支援区分認定審査会条例の一部を改正する条例について、委員より、介護保険運営協議会の定数を40名から25名に減らすことについては、介護保険運営協議会委員の総意なのかという質問があり、執行部より、介護保険運営協議会については、以前の定数20人であったときと比べると、現在は活発な意見交換となっていないことから、他の保険者の運営協議会定数も参考にし、会議を行う適性規模について介護保険運営委員会協議会で議題とし、減らすことで承認をいただいているとの答弁がありました。

これに対して委員より、適性規模と言われれば、40人の定数を減らすことは理解するが、介護保険特有の分野もあるので、その分野を網羅できるのかという質問があり、執行部より定数は減らすことになるが、25人の定数があれば、必要な分野からの選出はできると認識しているとの答弁がありました。

次に、第4号議案 令和6年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算について、委員より定期巡回随時対応型訪問介護サービスについて、第9期介護保険事業計画で重点的に拡大していくとのことだが、具体的にはどのように考えているのか

という質問があり、執行部より第9期の期間では、神崎市、吉野ヶ里町の東部地区で整備ができるように進めていきたいと考えているとの答弁がありました。

これに対して委員より、これまで公募をかけてきて、現在2事業所しか開設されていない状況を見ると、整備は難しいのではないかという質問があり、執行部より、都会では人口が密集しており、サービスへのニーズは拾いやすいが、地方ではそのニーズを捉え切れず、採算が取れないと判断されれば、事業所としても公募に応募するのは難しいという現実はある。広域連合としては、第9期介護保険事業計画にあるように、神崎市、吉野ヶ里町の東部地区で整備できるように努めていきたいとの答弁がありました。

以上の審査を経て、採決の結果、第3号、第4号、第6号、第7号、第9号、第10号、第12号及び第14号議案については、全会一致で原案を可決すべきものと決定しました。

以上で、介護・広域委員会の報告を終わります。

● 委員長報告の省略

◇議長(重松徹議員)

ここでお諮りします。

消防委員会については、審査報告書の提出に伴う委員長の口頭での報告を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、消防委員会については、委員長の口頭での報告を省略することに決定しました。

● 報告に対する質疑

◇議長(重松徹議員)

これより先ほどの介護・広域委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を終わります。

● 討 論

◇議長(重松徹議員)

これより討論を行います。これまでに通告がありませんので、これをもって討論を終わります。

す。

● 採 決

◇議長(重松徹議員)

これより第3号から第14号議案を一括して採決します。

お諮りします。本案は委員会の決定どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、第3号から第14号議案は可決されました。

● 議決事件の字句及び数字等の整理

◇議長(重松徹議員)

次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りします。

今定例会の議決事件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

● 会議録署名議員指名

◇議長(重松徹議員)

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において筒井議員、堤議員、この2名を指名します。

● 閉 会

◇議長(重松徹議員)

以上で今定例会の議事は全て終了しました。

令和6年2月佐賀中部広域連合議会定例会を閉会いたします。

午前10時6分 閉 会

〔当日配付資料〕

令和6年2月16日		
佐賀中部広域連合議会		
議長 重松 徹 様		
介護・広域委員会		
委員長 諸泉 定次		
介護・広域委員会審査報告書		
<p>本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、佐賀中部広域連合議会会議規則第109条の規定により報告します。</p>		
記		
議案番号	件名	審査結果
第3号議案	令和6年度佐賀中部広域連合一般会計予算	可決
第4号議案	令和6年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算	可決
第6号議案	令和5年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第2号）	可決
第7号議案	令和5年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）	可決
第9号議案	佐賀中部広域連合特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例	可決
第10号議案	佐賀中部広域連合介護保険及び障がい支援区分認定審査会条例の一部を改正する条例	可決
第12号議案	佐賀中部広域連合手数料条例の一部を改正する条例	可決
第14号議案	佐賀中部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	可決

記		
議案番号	件名	審査結果
第5号議案	令和6年度佐賀中部広域連合消防特別会計予算	可決
第8号議案	令和5年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第3号）	可決
第11号議案	佐賀中部広域連合職員定数条例の一部を改正する条例	可決
第13号議案	佐賀中部広域連合手数料条例の一部を改正する条例	可決

令和6年2月16日		
佐賀中部広域連合議会		
議長 重松 徹 様		
消防委員会		
委員長 山田 誠一郎		
消防委員会審査報告書		
<p>本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、佐賀中部広域連合議会会議規則第109条の規定により報告します。</p>		

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

佐賀中部広域連合議会議長 重 松 徹

佐賀中部広域連合議会議員 筒 井 佐千生

佐賀中部広域連合議会議員 堤 正 之

会 議 録 作 成 者  
佐賀中部広域連合議会事務局長 出 見 秀 人